

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

## 50 初期う蝕早期充填処置

《平成29年8月28日新規》

### ○ 取扱い

原則として、前歯に対する初期う蝕早期充填処置の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

初期う蝕早期充填処置は、原則として、幼若永久歯又は乳歯のう蝕好発部位である小窩裂溝を歯科用充填材料で封鎖することによりう蝕の重症化を抑制する治療であるが、臼歯だけではなく、小窩を有する前歯に対しても有効である。

### ○ 留意事項

一般的に、下顎前歯に対する初期う蝕早期充填処置については、歯の形態等からその必要性は乏しいものと考えられるが、癒合歯又は双生歯等に対しても有用となる場合があることから、必要に応じて医療機関に対して照会等を行い、個々の症例により判断する必要がある。

## 5 1 歯周基本治療②

《平成29年8月28日新規》

### ○ 取扱い

原則として、混合歯列期における再度のスクレーリングの算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

混合歯列期において、乳歯と永久歯の混在等により口腔清掃状態が良好ではなく、歯石を繰り返し生成することがあり、この場合には再度のスクレーリングが必要となる。

## 5 2 歯周病安定期治療（Ⅰ）及び歯周病安定期治療（Ⅱ）

《平成29年8月28日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「P」病名に対して、スケーリング（再スケーリングを含む。）のみを実施した場合における歯周病安定期治療（Ⅰ）及び歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定は認めない。

### ○ 取扱いを定めた理由

歯周病安定期治療は、スケーリング・ルートプレーニング又は歯周ポケット搔爬後の歯周病検査又は歯周外科手術等を行った後の歯周病検査の結果、一部に深い歯周ポケットや根分岐部病変が残存しているため歯周組織の健康は回復していないが、病変の進行は停止している状態において必要であるとされており、一般的には、歯周病安定期治療の対象となる歯周病の治療としては、スケーリング・ルートプレーニング又は歯周ポケット搔爬が必要であると考えられる。

### ○ 留意事項

全身状態等によりスケーリング・ルートプレーニング又は歯周ポケット搔爬が実施できない特段の理由がある場合においては、個々の症例により適切に判断する必要がある。